

高松市固定資産税不均一課税・課税免除について

区分	都市再開発法	地域再生法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法															
対象事業	都市再開発法に基づく市街地再開発事業	香川県の地域再生計画に基づき、本社機能の移転又は拡充を行う事業者が作成した「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」について、香川県の認定をR10.3.31までに受けたもの	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定による高松市過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域（塩江町）に、製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等、旅館業の用に供する設備を取得等した一定の特別償却設備															
対象区域	都市再開発法第138条第1項で規定する高度利用地区（高松市の一部）	香川県認定の地方活力向上地域（高松市の一部）	産業振興促進区域（塩江町）															
対象資産	・家屋（当該高度利用地区に関する都市計画に適合して建築された耐火建築物）	・土地（土地の取得日の翌日から起算して1年以内に、当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る） ・家屋 ・償却資産	・土地（土地の取得日の翌日から起算して1年以内に、当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る） ・家屋 ・償却資産															
取得価額		特別償却設備 合計額が3,800万円以上のもの ・中小事業者及び中小連結法人は1,900万円以上	<table><tr><th rowspan="2">対象業種</th><th colspan="3">資本金規模</th></tr><tr><td>5,000万円以下</td><td>5,000万円超 1億円以下</td><td>1億円超</td></tr><tr><td>製造業 旅館業</td><td>500万円以上</td><td>1,000万円以上</td><td>2,000万円以上</td></tr><tr><td>農林水産物販売業 情報サービス業等</td><td>500万円以上</td><td colspan="2">500万円以上</td></tr></table> ※資本金等の規模が5,000万円超の事業者は、新設又は増設に限る。	対象業種	資本金規模			5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超	製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上	農林水産物販売業 情報サービス業等	500万円以上	500万円以上	
対象業種	資本金規模																	
	5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超															
製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上															
農林水産物販売業 情報サービス業等	500万円以上	500万円以上																
適用税率 適用期間	・不均一課税 税率 $1.4\% \times 4 \div 5$ ・固定資産税が課税される年度以降、3年度分	・不均一課税 (移転型：企業の本社機能の東京23区からの移転) 1年目 $1.4\% \times 1 \div 10$ 2年目 $1.4\% \times 1 \div 4$ 3年目 $1.4\% \times 1 \div 2$ (拡充型：地方にある企業の本社機能の強化) 1年目 $1.4\% \times 1 \div 10$ 2年目 $1.4\% \times 1 \div 3$ 3年目 $1.4\% \times 2 \div 3$ ・固定資産税が課税される年度以降、3年度分	・課税免除 ・固定資産税が課税される年度以降、3年度分															
条例	高松市固定資産税不均一課税条例第1条	高松市固定資産税不均一課税条例第2条	高松市過疎地域内固定資産税課税免除条例															